

4月1日から証明書のコンビニ交付サービスを始めます

4月1日から、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるサービスを始めます。全国の主要なコンビニエンスストア等で証明書を取得できる、平日・休日にかかわらず取得できる、市役所窓口よりも手数料が安いなど、多くの利点があります。マイナンバーカードを便利に活用しましょう。

利用できる方
加東市に住民登録があり、『利用者証明用電子証明書』を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方

15歳未満の方や成年被後見人の方、発行制限の申し出をされている方は、コンビニ交付サービスは利用できません。従来どおり市役所の窓口で交付を申請してください。

利用時間

平日・休日とも、6時30分から23時まで(年末年始12月29日から1月3日および臨時のメンテナンス期間を除く)

利用方法

コンビニエンスストア等にある端末機(マルチコピー機)にマイナンバーカードを挿入し、画面の案内に従って操作します。なお、利用する際には、カードに搭載されている『利用者証明用電子証明書』の暗証番号(数字4桁)が必要です。



なお、暗証番号を忘れたり、入力を3回間違つてロックされたりしてしまつと、暗証番号の初期化処理が必要となります。平日の8時30分から17時15分までに、市民課窓口へお越しください。

利用できるコンビニエンスストア等

マルチコピー機を設置している全国約5万店舗の主要なコンビニエンスストア等でサービスを受けられます。マルチコピー機は、6か国語(日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)で使用できます。

対応するコンビニエンスストア等

- セブンイレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - サークルKサンクス
 - セイコーマート
 - ミニストップ
 - イオンリテール
- ※マルチコピー機が設置されている店舗に限る



注意事項
コンビニ等で発行する住民票の写しには記載できない項目があります

- もともと同一世帯であった方でも、転出・死亡された方の分の情報
- 住所・名前等の履歴が記載された住民票の写し
- 住民票コードが記載された住民票の写し(マイナンバーは記載可能です)
- コンビニ交付で手数料の免除は受けられません

生活保護を受給している方などで、本来、手数料が免除される場合でも、コンビニでの証明書発行では、全て有料となります。無料交付をご希望の方は、市役所の窓口で発行を申請してください。

○コンビニ等で使えるのはマイナンバーカードのみです

コンビニ等では、マイナンバーカードのみ使用でき、個人番号通知カード(紙のカード)や住民基本台帳カードは使えません。

○返金・交換はできません

『必要な証明書と違う証明書を発行した』など、証明書を誤って取得した場合、それが市役所での発行であっても、コンビニ等での発行であっても、手数料の返金・証明書の交換は一切行えません。証明書発行の際は、申請内容を十分に確認してください。

コンビニ交付サービスの概要

取得できる証明書の種類と手数料

証明書	手数料	内容
住民票の写し	各250円	本人および本人と同一世帯の方のもの
住民票記載事項証明書		本人および本人と同一世帯の方のもの
印鑑登録証明書	各250円	印鑑登録した本人のもの
所得証明書		所得を申告している人自身のもので、発行可能な最新年度分のもの

市役所の窓口で証明書を取得する際の手料は各300円で、コンビニ交付サービスのほうが50円安く取得できます。

○印鑑登録証明書をこれまでと同様、市役所窓口で申請される方は、印鑑登録証(カード)が必要です。忘れずにお持ちください。

マイナンバーカード 休日受け取り窓口のお知らせ

マイナンバーカードの申請を、郵送やインターネット、スマートフォンなど、ご自身で手続きされた方は、市役所市民課までカードを受け取りに来ていただく必要があります。

カードの受け取りは本人に限られますので、お仕事の都合などで平日の開庁時間にお越しいただくことが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。

開設日時 3月11日(土)・26日(日)
8時30分から12時まで

開設場所 市民生活部市民課(庁舎1階)

◆カード受け取り時に必要なもの

1. 市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
2. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
3. 本人確認書類
(住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください)
 - ◎1点でよいもの
公的機関が発行した顔写真付きの証明書
運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど
 - ◎2点必要なもの
公的機関が発行した、顔写真の付いていない書類
健康保険証・年金手帳・後期高齢者医療被保険者証など

マイナンバーカード 活用法はいろいろ

- 本人確認書類として使えます。
- 確定申告などを、お持ちのパソコンで行えます。
- 自分の情報が、いつ、どこの行政機関で、誰とやり取りされているのかを確認できるサービス(マイナポータル)が7月から始まります。

※自分のパソコンによる確定申告には署名用電子証明書、マイナポータルの利用には、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードは、これからも様々な場所・目的で使えるよう、検討が進められています。

マイナンバーカードの紛失・盗難などのトラブルは、365日・24時間、コールセンターで対応しています。

☎0120-95-0178 (無料)

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390

はり・きゅう・あんま

マッサージ・指圧 施術利用券

平成29年度分の申請は3月27日(月)から



加東市では、高齢者や障害をお持ちの方が、はりやマッサージなどの施術を受けられる際、その費用の一部を助成するための利用券を交付しています。

平成29年4月以降に利用できる券の申し込みは、3月27日(月)から受け付けます。交付を希望する方は、高齢介護課でお申し込みください。

※平成28年度分の利用券は、3月31日(金)までしか使えません。

対象者

加東市に住民登録があり、市民税所得割が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 満65歳以上の方
 - ② 身体障害者手帳1級〜6級をお持ちの方
- (②の要件で申請する方は、申請時には手帳をお持ちください)

助成額

1回につき500円
(医療行為を除く)
※申請月から年度末まで、1か月あたり1枚を交付します。

申込時に必要なもの

- 対象者本人が申請する場合
印鑑、本人確認書類
- 代理人が申請する場合
対象者の印鑑と対象者本人の本人確認書類、代理人の印鑑と代理人の本人確認書類

※本人確認書類の種類は、マイナンバーカード休日受け取り窓口の記事と同じです。本ページの中段を確認ください。なお、この申請に限り、本人の顔写真の有無にかかわらず、どのような証明書でも、1点で手続きできます。

申し込み・問い合わせ

福祉部高齢介護課(庁舎1階)
☎43-0444